

2022年7月23日

## 日本の種子（たね）を守る会 特別決議

日本政府に食料の安全安心な供給体制の構築を急ぐように要請します。

1. 世界の食糧危機にあたり、食料の安定確保と安全安心を守る施策を早急に構築することを求めます。
2. 危機にある国内農業の増強を図り、農業・農村の危機打開と防衛による、都市生活者へ農産物を適正価格で供給できる支援を求めます。
3. 海外からの遺伝子操作食品を買わない権利、選択できる消費者の権利を保障するよう求めます。

(1) 海外輸入依存の食料確保はかってない危機を迎えています。

- ① 異常気象と災害の常態化による農産地の損壊、コロナ下での輸出入規制、円安と価格高騰による世界穀物市場での日本の購買力の劣勢化が進み、ウクライナ戦争によるロシア、ウクライナからの輸入停止と厳しい貿易環境にあり、食料調達の危機にあります。
- ② 国内農家は、主力の米は価格低迷で主業農家は破産の危機にあり、畜産農家は飼料の高騰とエネルギー高騰に喘いでいます。肥料をはじめとした農業資材も高騰を続け、燃料も高騰で農水産業の存続が極めて厳しい局面を迎えています。

(2) しかし政府は、国内農業の保護、育成に背を向けているのではないかと思います。

- ① 米の備蓄確保も稲作農家への支援策も削減し、輸入米優遇策をとっています。
- ② 遺伝子操作の企業品種を奨励し、農研機構などの公的種子開発において、日本の伝統的な環境適応を活かした育種技術を衰退させています。技術者の削減や民間出向などです。さらには公的品種の非公開での民間企業提供は国民を裏切るものです。
- ③ 畜産においては、飼料の暴騰と肥育農家の経営危機になんら対応せず、海外からの輸入に依存する政策を推し進めています。これは今後、各国の食料危機による輸出停止が発動されたら即破綻する政策です。

(3) 消費者の知る権利と選択の自由を保障する基本的権利を守る表示制度にすべきです。

- ① この間、遺伝子操作食品の表示改定が法律によらず、省庁の解釈で現場に強行するという事態が進んでいます。
- ② 国内消費者の忌避する遺伝子操作による種苗・作物・食品について、生産者責任ではない生産、流通上の混入を理由に表示禁止を無理強いしています。
- ③ 遺伝子操作食品の表示は、その取扱業者が表示すべきです。逆に不使用食品は、流通の現実にかまえた現実的な表示とすべきです。当事者意図を超える社会的制度的限界による混入については、生産者の管理可能範囲で表示可能とすべきです。

(4) あらためて、公的種子開発供給体制の整備、強化を求めます。

- ① 種子法廃止から4年経ち、すでに同趣旨の条例が31道県で成立した。この地域からの切実な公的種子体制を守る自治体の動きを種子法として国が整備すべきです。
- ② 各自治体での優れた品種の開発体制と育種技術の研究者の保護育成と国の農研機構による日本各地の環境適応での優れた育種技術を保護、育成することを求めます。
- ③ 公的種子開発体制での登録品種はこれを民間企業に譲渡することを中止すべきです。譲渡した品種は公開し契約条件なども含め透明性の確保に努めるべきです。
- ④ 多国籍企業による遺伝子操作作物の栽培と流通を停止し、限定した流通にも表示を義務化し判別可能とすること。栽培や流通の規制・禁止の制度を確立すべきです。

(5) 日本の食と農を守るために、地域の農家やJAを守り、消費者とともに食の自給圏モデルの育成に生産者、消費者、行政一体で取り組んでいくべきです。

- ① 農家の自家採種・自家増殖の権利を保障し日本の農業基盤の強化拡大に努めること。種子法の再制定と種苗法における自家採種・自家増殖禁止措置の廃止を求めます。特にEU、アメリカでも認められている農家規模による自由化と主要穀物など特定品種の自家採種・自家増殖の自由な権利は直ちに認めるべきです。
- ② 広島県、岡山県のジーンバンク事業や各地で作られているシードバンクを支援し、各自治体にシードバンクを作り、地域の種苗を活用できるような法制度を国が推進すること。
- ③ 伝統的な在来種の保全に引き続き取り組み法的制度として拡充すべきです。
- ④ 学校給食の無償化と有機農産物の活用推進に関して、各自治体の取組みの相互交流の機会を作り国としての施策を求めます。有機農業の拡大を積極的に推進すること。
- ⑤ 種苗法改定以降の実態の公表と検証、都道府県ごとの生産者の登録品種の栽培状況を公表し、農家への許認可の負担などの圧迫を直ちに中止すべきです。

以上